

電気通信番号規則の一部を改正する省令案の修正点

平成19年 9月 6日
総務省
総合通信基盤局

○「電気通信番号規則の一部を改正する省令案に関する意見募集」に寄せられた意見及びそれに対する考え方（案）（抜粋）

現時点では、ガイダンス等の適切な方法により、0AB～J 番号回線に接続し、その料金水準で課金されることを接続前に発信者が把握できる措置が取られる場合には、070、080/090 番号回線の場合と同様に、0AB～J 番号回線と組み合わせた FMC サービスに 050 番号を利用可能とすることは適当であると考えられます。

なお、この点については、省令案（電気通信番号規則第 10 条第 2 項）において、規定の整備を行うことが適当と考えられます。

○電気通信番号規則の一部を改正する省令案の修正点

（電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号）

第十条 （略）

- 2 前項第二号に規定する電気通信番号は、電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備（前条第一項 第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備、同項第三号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話に係る端末系伝送路設備又は同項第四号に規定する電気通信番号により識別される PHS に係る端末系伝送路設備に限る。）を介して提供する電気通信役務を識別するために用いることができる。